

序論

研究目的

大韓民国（以下、韓国）は在外国民を多く有する国であるが、なかでも在日コリアン^{〔1〕}はその歴史的背景から独自の立ち位置を占めている。日本の植民地支配の結果として、一九二〇年代から増え始めた出稼ぎ朝鮮人労働者や朝鮮人留学生の中には、日本に生活基盤を持っている者が多かった。サンフランシスコ講和条約（以下、講和条約）発効直後の一九五二年四月一九日、日本政府法務府（現、法務省）民事局長通達により、朝鮮と台湾の旧植民地出身者は一律に日本国籍を喪失した。植民地期から根強かった日本社会の民族差別は戦後も続いていたので、この日本国籍喪失によって在日コリアンはいっそう厳しい状況に置かれることになる。

一方、戦後の朝鮮半島では、日本の敗戦後、アメリカ合衆国（以下、アメリカ）とソビエト社会主義共和国連邦（以下、ソ連）による分割占領を経て、一九四八年に韓国と朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）の二つの主権国家が樹立された。その後、韓国政府は日本で在外国民登録制度を導入し、在日コリアンは韓国国民であると主張して、在日コリアンに韓国籍を登録させ始めた。そして韓国政府は、この措置により国籍表記を「韓国」とする者と「朝鮮」のままの者に区別し、それを在日コリアンの処遇に反

映させた。現在においては、国籍表記の「朝鮮」とは日本の国内法上は国籍を意味せず、事実上の無国籍扱いとなっている。そして、韓国政府は住民票の表記が「朝鮮」になっている在日コリアンに対しては韓国への出国を厳しく管理している。

アメリカの主導により、一九五一年末より日韓両政府は国交を結ぶための会談（日韓会談）を開始したが、その過程で韓国政府は在日コリアンの法的地位問題を主要課題の一つとした。しかし、日韓会談において、当事者である在日コリアンらは自らの法的地位問題に関与することができず、日本政府と韓国政府だけで議論が進められていった。

このような韓国政府の在日コリアンへの対応の要因を確認するためには、韓国の初期政権である李承晩^{イム}「政権期」に形成された韓国政府と在日コリアンとの関係構築過程を検討する必要がある。言いかえれば、韓国政府が在日コリアンを国家の構成員として認識しつつ、その法的地位問題にどのように関与したのかを具体的に検討することである。したがって、本書では李承晩政権を対象に、当時の韓国政府と在日コリアンとの関係を確認したうえで、韓国政府による在日コリアンに対する諸政策を検討する。

なぜ「包摂」と「排除」なのか

李承晩政権の対在日コリアン政策を確認するためには、まず朝鮮半島の分断状況をめぐる韓国政府の対応に注目する必要がある。韓国政府は朝鮮半島の分断体制のもとで、局面に応じて多様な方法や手段

で国民を時には「包摂」し、時には「排除」してきた。本書では、この「包摂」と「排除」の二つの概念を用いて、韓国政府の在日コリアンへの対応を論じる。

韓国現代史研究において、国家権力による国民の「包摂」と「排除」の側面に着目する研究はかなり積み重ねられてきた。ここでは、そのような先行研究の動向を整理したうえで、本書でなぜこの概念を用いるのかを述べておきたい。

李承晩政権の行政機構の機能を研究した金榮美^{キムヨンス}は、朝鮮半島の分断体制において、国民登録を通して国民が、共産主義者であるかないかを識別される過程において李承晩政権の推進する反共政策に動員され、戦時期には徴兵対象として包摂されていたと論じている。つまり、李承晩政権が人々を国民として包摂する意図は、反共政策に沿って統制することだったという。

金得中^{キムドクジュン}の研究においても、李承晩政権の国民に対する包摂と排除が論じられている。金得中は、米軍文書や当時の民間人の証言を中心に検討した結果、朝鮮戦争期の李承晩政権は、韓国国民が反共イデオロギーを信じる愛国者であるかどうかを暴力と法的・社会的統制によって検証してきたと指摘する。その検証過程において李承晩政権にとって満足のいく反共イデオロギーを持つ国民と認知されると包摂対象になったが、そうでなければ排除対象になり、場合によっては肅清されたと論じた。

また、金容撤^{キムヨンス}は李承晩政権が多数の労働者を包摂した側面を取り扱った。彼は、各労働組合の関連資料を中心に、李承晩政権が権力を維持するために特定の労働者を支援したことを包摂として論じた。包摂された特定の労働者は、李承晩政権を支持する傘下団体の構成員として、一般労働者を統制し、労働者が李承晩政権と密接な関係をつくるうえで重要な役割を果たした。李承晩政権に労働者との密接な

関係が必要であった理由は、当時の李承晩政権は、韓国国民からの政治的な支持を得るために、労働者と農民のために働く政権であるというイメージをつくる必要があったからである。

以上、李承晩政権の国民への「包摂」と「排除」がどのように現れるかを分析した研究を確認した。これらの研究からは、李承晩政権が包摂する対象は、①李承晩政権が統制できる者、②李承晩政権が主張する反共イデオロギーの検証過程を通過した者、③李承晩政権の政権維持に役立つ者である。つまり、李承晩政権の反共政策に好影響をもたらす国民だけが包摂の対象となったのである。

一方、排除される対象とは、李承晩政権の反共イデオロギーの検証過程で「アカ」と識別された者である。李承晩政権の反共政策に悪影響をもたらす者たちは、排除の対象となったのである。

では、李承晩政権のこのような包摂と排除の側面は、当時の在日コリアン政策においてどのように現れたのだろうか。本書では、その具体的な内容を明らかにする。

先行研究の整理と課題

戦後の在日コリアンに対する処遇問題についての先行研究を見てみると、その一次的原因が日本政府とGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）にあると判断して、日本政府とGHQの政策を分析する多数の研究が出ていることがわかる。まず、ロバート・リケット（Robert Ricketts）^⑥は、敗戦後の在日コリアンに対するGHQと日本政府の対応と、それに反応する在日コリアンの運動に注目した。次に、小林知子^⑦は、解放後から朝鮮戦争期までの各在日コリアン団体の活動内容を取り扱いながら、GHQがマツ

カーシズムの観点から在日コリアンの進歩的民族主義者を中心に結成された在日本朝鮮人連盟（以下、朝連）の民族運動に否定的な認識を持っていたことを明らかにした。敗戦直後における日本政府の在日コリアンの参政権をめぐる取り扱いについては水野直樹^⑧に詳しい。水野は日本政府が在日コリアンの参政権問題にどう対処していたかを分析し、特に衆議院議員であった清瀬一郎が在日コリアンの参政権を否定した点を指摘した。

一方、金太基^⑨は、GHQと日本政府の在日コリアン政策のみならず、韓国政府の視点も踏まえて、在日コリアンの法的地位及び処遇に関する政策分析を行いながら、韓国政府と在日コリアン国民（以下、民団）との関係に注目した。彼の研究はGHQが在日コリアン政策に関与していたのかを具体的に検証した点で高く評価されている。さらに、李承晩政権が民団員ならびに韓国国民として登録された者をいかに管理したのかという視点も取り入れて分析を行った。その結果、韓国政府が在日コリアンに対する統制を求めていたことを明らかにした。金奉燮^⑩は、金太基の研究を踏まえ、韓国政府の民団育成の具体的な内容について、北朝鮮による在日本朝鮮人総連合会（以下、総連）の育成内容との比較を通じて、韓国政府が北朝鮮と総連の動きを牽制するために行った支援策とともに詳細に論じた。

当時の在日コリアンを対象とした研究をみると、在日コリアンの具体的な人口動態や在日コリアン社会の仕組みについては外村大^⑪が詳細に論じている。外村は、これまで参照されてこなかった当時の雑誌記事を始めとする一次資料を読み込んで、植民地期から解放までの過程を綿密に検討し、「在日朝鮮人」という存在概念に考察を加えた。外村の研究では、植民地支配に抵抗してきた在日コリアンの存在自体が、日本の帝国主義による加害を批判するものであった。